■厚生関係

(1)　奨学金に関すること

本学で取り扱っている奨学金には、日本学生支援機構奨学金、都道府県市町村奨学金、公共団体奨学金がある。

ア　日本学生支援機構奨学金制度

人物・学業ともに優れ、かつ健康であって経済的理由により、修学困難なる者に対し学資の貸与を行ない国家有用の人材を育成することを目的としている。

学資を貸与する対象は、日本国民であって、学校教育法による大学・学校に在学し人物・学業成績ともに優秀かつ健康であって経済的理由で学資の支弁が困難な者でなければならない。

出願希望者は、厚生課で行う説明会に出席し願書の交付と記入方法の説明を聞き、連帯保証人（保護者等）の了承を得て、各必要書類を添えて、指定された期日までに厚生課に提出する。

なお、募集期間は、掲示によって連絡するが、定期採用に関わる募集が４月となっているので注意すること。

出願者に対しては、本学の選考委員によって書類審査・面接等を厳格に行い、適格者を選考決定して日本学生支援機構へ推薦する。

採用された上は常に志を高くし生活を簡素にして一意学業に精励するとともに健康に留意し明朗で、良識ある社会人たる教養を身につけるように努力し、いやしくも奨学生たる本文を踏み外すことがあってはならない。また、毎年の学業成績・取得単位が不振の者に対しては、その程度に応じて「警告」「停止」「廃止」などの措置がとられる。

イ　地方公共団体の育英奨学資金制度

募集に際しては、その都度掲示によって連絡するので見落としのないように注意すること。

募集は大学を経由するもの、本人が直接出願するものなどその扱い方はまちまちであるから、あらかじめ、出身都道府県市町村の教育委員会などに問い合わせて、奨学金制度の有無を調べる必要がある。

詳細については、厚生課に問い合わせること。

(2)　学生の保健衛生に関すること

ア　健康診断について

学校保険法に基づいて、毎年定期的に胸部レントゲン間接撮影・尿検査・視力・身長・体重の測定、内診等の健康診断を４月に行う。

特に、結核発病の疑いがあると判断したときは、直接本人に生活規正・医療の両面を指導するとともに、正課教育の面で必要な指導を講ずるよう、各関係者へ通知する。これらの健康診断実施日については、その直前に詳細を掲示するので受診もれのないように注意すること。

特別な事情で指定の日に受診できない場合は、必ず直前に厚生課に届け出て係員の指示を受けること。

これらの定期健康診断を受けない学生は奨学資金のための証明書が発行できないことがあるので必ず受診すること。

また、４年生についても、就職活動時の必要書類となるため必ず受診しておくこと。

イ　応急処置・健康相談について

学内で急に気分が悪くなったり、正課授業（実験・実習、及び体育活動を含む。）及び本学管理下における課外活動及び大学行事中に負傷した場合は、保健室において応急処置を行うことができる。また、構内にAED（自動体外式除細動器）を設置し、心肺停止時の救命処置ができる態勢を整えている。

その他の健康相談については厚生課に問い合わせること。